

社会保険等未加入業者の取り扱いについて

富士市では、建設産業における若年労働者の人材確保のため、社会保険等未加入対策について次のとおり実施いたします。

- 1 平成 29 年度に発注する建設工事については、社会保険等未加入業者は入札に参加することができません。
- 2 平成 30・31 年度の建設工事の競争入札参加資格審査から社会保険等の加入を資格要件とし、社会保険等未加入業者は登録することができません。

※ 社会保険等の加入の確認は経営事項審査の結果通知書により行い、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄に「無」がある方は、社会保険等未加入業者とみなします（3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合は、社会保険等未加入業者とはみなしません。）。

【社会保険等未加入業者の取り扱い】

